

**危険**

# ルールを無視した ペダル付き 電動バイク



ペダル及びモーターを  
備える車両のうち、

- スロットルが備えられており、  
モーターのみで  
走行させることが  
できるもの
- 駆動補助機付自転車  
(いわゆる電動  
アシスト自転車)の  
アシスト比率の  
基準を超えるもの



## 自転車ではなく、 一般原動機付自転車又は自動車です!!

モーターを用いず、ペダルのみを用いて走行させる場合でも、  
一般原動機付自転車又は自動車としての交通ルール（無免許運転の  
禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等）が適用されます。



### 公道を走行するために必要なこと



一般原動機付自転車等を  
運転する  
ことのできる  
運転免許



ブレーキランプ、  
ウインカー、  
バックミラー等  
の備付け



ナンバープレートの  
取付け・  
表示



自動車損害賠償  
責任保険(共済)  
への加入



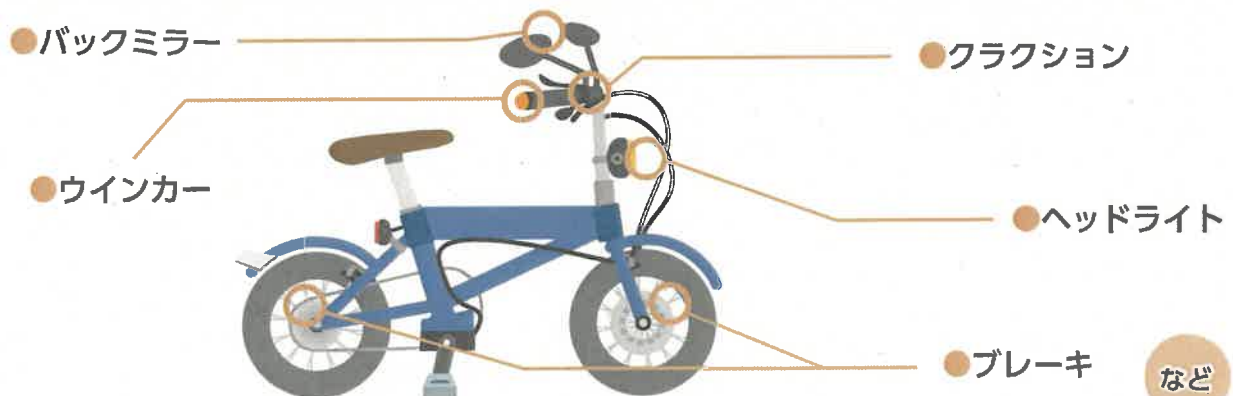
警察庁・都道府県警察



# ルールの無視は罰則の対象です！



保安基準に適合しなければなりません



## 自転車の交通ルールが適用されるもの

型式認定を受け、TSマークが付いている駆動補助機付自転車には、自転車の交通ルールが適用されます。いわゆる電動アシスト自転車を使用(購入)する場合には、TSマークが付いているものを選びましょう。



TS マーク



型式認定を受けているものはこちら

日本では  
「モペット」  
と呼ばれることがあります。

# ペダル付き電動バイク 交通ルールを守りましょう



これは「**自転車**」ではありません!!

## ペダル付き電動バイク（モペット）とは??

『ペダル』と『モーター』を備えてる車両で

- ・スロットルが備えられ、モーターのみで走行できるもの
- ・駆動補助機付自転車（いわゆる電動アシスト自転車）のアシスト比率の基準を超えるもの

が該当します。

これは「**自転車**」ではありません!!  
「**一般原動機付自転車**」や「**自動車**」  
に該当します。

モーターを用いなくて「ペダルのみ」を用いて走行させる場合でも、「一般原動機付自転車」や「自動車」の交通ルールが適用されます。

乗る前に確認!



ヘッドライトやウインカー等の保安部品が必要です。



自動車損害賠償責任保険（共済）に加入してください。



ナンバープレートを表示してください。

## その他、様々な交通ルールを守りましょう。



「一般原動機付自転車」や「自動車」を運転することができる運転免許が必要です。



歩道は走行できません。車道を走行してください。また、車両用の信号機に従いましょう。



交通の規制標識に従って、走行しましょう。



必ずヘルメットを着用しましょう。



広島県警察  
ホームページ  
特設サイト